

江田島市教育委員会会議録

平成27年2月16日（月）平成27年第2回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎301会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午前	11時35分

2 出席委員（1名欠員）

委員長	三島雅司
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	柳川政憲
教育長	塚田秀也

3 出席説明員

教育次長	渡辺高久
学校教育課長	田中祐二
生涯学習課長	山井法男
西能美学校給食共同調理場総括場長	木場副行
江田島図書館長兼能美図書館長	泊野康子

4 事務局

学校教育課	
課長補佐	田原 留美子
主任	竹本 益美

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第1号 高齢者叙勲候補者（教育功労）の推薦について
- (4) 議案第2号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案について
- (5) 議案第3号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市職員定数

条例の一部を改正する条例案について

- (6) 議案第4号 江田島市教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則案について
- (7) 議案第5号 江田島市教育委員会公印規則及び江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案について
- (8) 議案第6号 江田島市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案について
- (9) 議案第7号 江田島市立学校長に対する事務委任規程及び江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案について
- (10) 議案第8号 平成26年度江田島市一般会計(第5号)補正予算(教育委員会関係分)について
- (11) 議案第9号 平成27年度江田島市一般会計予算(教育委員会関係分)について
- (12) 承認第2号 教育委員会の附属機関の委員の委嘱等について
- (13) 承認第3号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (14) 報告・協議1 江田島市議会文教厚生常任委員会報告について
- (15) 報告・協議2 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルについて
- (16) その他

7 議事の概要

○ 三島委員長

ただ今から第2回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

ただ今の出席委員は4名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 三島委員長

それでは、審議に入る前に、

議案第1号は、叙勲候補者(教育功労)の推薦についての案件です。

また、承認第2号、並びに承認第3号については、人事に関する案件ですので、この3案件については、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

それでは、お諮りいたします。

議案第1号「高齢者叙勲候補者（教育功労）の推薦について」、承認第2号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱等について」、及び、承認第3号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

（全 員 挙 手）

○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第1号「高齢者叙勲候補者（教育功労）の推薦について」、承認第2号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱等について」、及び承認第3号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 三島委員長

お諮りいたします。

ただいま公開しないで審議することに決定しました、議案第1号、承認第2号及び承認第3号については、日程を変更し、日程第15の次に審議したいと思います。

これについて賛成の方の挙手をお願いします。

（全 員 挙 手）

○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、日程第3（議案第1号）を日程第13（議案第1号）に、日程第4（議案第2号）から日程第11（議案第9号）を日程第3（議案第2号）から日程第10（議案第9号）に、日程第12（承認第2号）から日程第13（承認第3号）を日程第14（承認第2号）から日程第15（承認第3号）に、日程第14（報告・協議1）から日程第15（報告・協議2）を日程第11（報告・協議2）から日程第12（報告・協議2）に変更することに決定いたしました。

○ 三島委員長

それでは、日程第1、「教育長報告」を行います。

○ 三島委員長

塚田教育長から報告事項がありますので、報告をしていただきます。

○ 塚田教育長

「教育長報告」

（省 略）

○ 三島委員長

以上で、教育長報告を終わります。

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第17条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、樋上委員にお願いします。

○ 三島委員長

日程第3、議案第2号「江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

5ページをお開きください。

議案第2号「江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案について」の提案理由を説明します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する等の必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 教育次長

ただいま、議題となっております、議案第2号「江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案について」の内容をご説明します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、現行条例との整合を図るため、改正を行うものです。

内容につきましては、6、7ページが改正条文、8、9ページが新旧対照表となっております。

8ページをお開きください。

江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案」新旧対照表でご説明します。

左側が改正案で、右側が現行条例でございます。下線部について改正するものです。

地教行法の一部改正により、教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、「江田島市特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費に関する条例」、右側現行条例を左側下線部の改正案のとおり改めるものです。

次に、「江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」、右側現行条例下線部を左側下線部のとおり改めるものです。

次に、「江田島市特別職報酬等審議会条例」、右側現行条例下線部を左側下線部のとおり改

めるものです。

9ページをお開き下さい。

また、「江田島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」は、廃止となります。

6ページをお開きください。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）が在職する場合においては、その教育委員会の委員の任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

○ 三島委員長

それでは、議案第2号「江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する等の条例案について」は、原案のとおり可決することにご異議はありますか。

（全員異議なし）

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第4、議案第3号「江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市職員定数条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

10ページをお開きください。

議案第3号「江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市職員定数条例の一部を改正する条例案について」の提案理由を説明します。

江田島市保育施設給食センター設置及び管理条例の制定に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規

則第4号) 第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、総括場長をして説明させます。

○ 総括場長

ただいま、議題となっております、議案第3号「江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市職員定数条例の一部を改正する条例案について」の内容をご説明します。

今回、一部改正する条例は「江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例」、「江田島市職員定数条例」の2条例です。

学校給食共同調理場の再編に伴い、江田島市保育施設給食センター設置及び管理条例が制定されるため、現行条例の一部改正を行うものです。

内容につきましては、11、12ページが改正条文、13、14ページが新旧対照表となっております。

13ページをお開きください。

「江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市職員定数条例の一部を改正する条例案」新旧対照表でご説明します。

左側が改正案で、右側が現行条例でございます。下線部について改正するものです。

江田島市保育施設給食センターの設置に伴い、大柿学校給食共同調理場が廃止されることになるため、現行条例から保育園の関係部分及び大柿学校給食共同調理場の関係部分について、一部改正を行うものです。

また、「江田島市職員定数条例」につきましては、現大柿学校給食共同調理場の職員が市長部局の職員となるため、所要の改正を行うものです。

12ページをお開きください。

附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行することとし、附則の第2条、第3条において先ほど説明いたしました現行2条例の一部改正を行うこととしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、議案第3号「江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市職員定数条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決することにご異議はありますか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第5，議案第4号「江田島市教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

15ページをお開きください。

議案第4号「江田島市教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則案について」の提案理由を説明します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、現行規則の一部を改正する等の必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 教育次長

ただいま、議題となっております、議案第4号「江田島市教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則案について」の内容をご説明します。

今回、一部改正する規則は「江田島市教育委員会公告式規則」、「江田島市教育委員会会議規則」、「江田島市教育委員会公印規則」の3規則です。

また、「江田島市教育長職務代行者を定める規則」については、廃止となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、現行規則との整合を図るため、改正及び廃止を行うものです。

内容につきましては、16から20ページが改正条文、21から25ページが新旧対照表となっております。

21ページをお開きください。

「江田島市教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則案」新旧対照表でご説明します。

主なものは、地教行法の一部改正により、教育委員長と教育長が一本化されることに伴い、所要の改正を行うもので、左側が改正案、右側が現行でございます。

下線部について改正するものです。

「江田島市教育委員会公告式規則」、右側現行規則を左側下線部の改正案のとおり改めるものです。

次に、「江田島市教育委員会会議規則」、右側現行規則を左側の改正案のとおり改めるものです。

続いて、24ページをお開きください。

「江田島市教育委員会公印規則」、右側現行規則を左側の改正案のとおり改めるものです。

25ページをお開きください。

「江田島市教育長職務代行者を定める規則」は、廃止となります。

20ページにお戻りください。

附則として、

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育委員会の教育長が在職する場合には、その任期中に限り、第1条の規定による改正前の「江田島市教育委員会公告式規則」第2条第2項、第2条の規定による改正前の「江田島市教育委員会会議規則」、第3条の規定による改正前の「江田島市教育委員会公印規則」並びに第4条の規定による改正前の「江田島市教育長職務代行者を定める規則」の規定は、なおその効力を有することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、議案第4号「江田島市教育委員会公告式規則等の一部を改正する等の規則案について」は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第6、議案第5号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

26ページをお開きください。

議案第5号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市学校給食共同調理場設置及び管理

条例施行規則の一部を改正する規則案について」の提案理由を説明します。

大柿学校給食共同調理場の廃止に伴い、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総括場長をして説明させます。

○ 総括場長

ただいま、議題となっております、議案第5号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案について」の内容をご説明します。

今回、一部改正する規則は「江田島市教育委員会公印規則」、「江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則」、の2規則です。

江田島市保育施設給食センター設置及び管理条例の制定に伴い、大柿学校給食共同調理場が廃止されるため、現行規則の一部改正を行うものです。

内容につきましては、27ページが改正条文、28から29ページが新旧対照表となっております。

28ページをお開きください。

「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則案」新旧対照表でご説明します。

左側が改正案で、右側が現行規則でございます。下線部について改正するものです。

「江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則」につきましては、大柿学校給食共同調理場が江田島市保育施設給食センターとなるため、現行規則の保育園関係部分について、一部改正を行うものです。

27ページにお戻りください。

附則として、この規則は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、議案第5号「江田島市教育委員会公印規則及び江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第7，議案第6号「江田島市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

30ページをお開きください。

議案第6号「江田島市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案について」の提案理由を説明します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、現行訓令の一部を改正する等の必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めます。

内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 教育次長

ただいま、議題となっております、議案第6号「江田島市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案について」の内容をご説明します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、現行規定との整合を図るため、改正を行うものです。

内容につきましては、31ページが改正条文、32ページが新旧対照表となっております。

32ページをお開きください。

「江田島市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案」新旧対照表でご説明します。

左側が改正案で、右側が現行規定でございます。下線部について改正するものです。

地教行法の一部改正により生じた根拠規定の不整合を改めるものです。

31ページにお戻りください。

附則として、この訓令は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質問なし)

○ 三島委員長

それでは、議案第6号「江田島市立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令案について」は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第8, 議案第7号「江田島市立学校長に対する事務委任規程及び江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

33ページをお開きください。

議案第7号「江田島市立学校長に対する事務委任規程及び江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案について」の提案理由を説明します。

大柿学校給食共同調理場の廃止に伴い、現行規程の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総括場長をして説明させます。

○ 総括場長

ただいま、議題となっております、議案第7号「江田島市立学校長に対する事務委任規程及び江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案について」の内容をご説明します。

江田島市保育施設給食センター設置及び管理条例の制定に伴い、大柿学校給食調理場が廃止されるため、現行規程の一部改正を行うものです。

内容につきましては、34ページが改正条文、35ページが新旧対照表となっております。

35ページをお開きください。

「江田島市立学校長に対する事務委任規程及び江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案」新旧対照表でご説明します。

左側が改正案で、右側が現行規程でございます。下線部について改正するものです。

「江田島市立学校長に対する事務委任規程」、「江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程」について、大柿学校給食調理場の関係項目を削除します。

34ページにお戻りください。

附則として、この訓令は、平成27年4月1日から施行することとしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、議案第7号「江田島市立学校長に対する事務委任規程及び江田島市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令案について」は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第9、議案第8号「平成26年度江田島市一般会計（第5号）補正予算（教育委員会関係分）について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

36ページをお開きください。

議案第8号「平成26年度江田島市一般会計（第5号）補正予算（教育委員会関係分）について」の提案理由を説明します。

平成26年度江田島市一般会計（第5号）補正予算（教育委員会関係分）について、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明させます。

（議案第8号「平成26年度江田島市一般会計（第5号）補正予算（教育委員会関係分）を説明する。）

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員長

調理場の調理員や放課後児童クラブ児童厚生員で、採用が少なかったとありますが、本来は採用すべき人が、採用できなかったのですか。

○ 教育次長

欠員があったものについては、給食調理場、児童厚生員については、随時、募集をかけていましたが、途中でやめられた方、期間が空いたものとか、応募者がいなかったため、欠員状態で、かなり無理をさせていました。

来年度以降、待遇面とかを改善しながら、定員に達するよう頑張っていきたいと考えております。

○ 三島委員長

欠員のまま仕事させるということは、雇用者としてはしていけないことなので、原因が待遇にあるのであれば、改善するよう要望して欠員のまま仕事させないようにしてください。

○ 三島委員長

それでは、議案第8号「平成26年度江田島市一般会計（第5号）補正予算（教育委員会関係分）について」は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（全員異議なし）

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第10、議案第9号「平成27年度江田島市一般会計予算（教育委員会関係分）について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

41ページをお開きください。

議案第9号「平成27年度江田島市一般会計予算（教育委員会関係分）について」の提案理由を説明します。

平成27年度の江田島市教育委員会予算編成について、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、各担当課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま、議題となっております、議案第9号「平成27年度江田島市一般会計予算（教育委員会関係分）について」の内容をご説明します。

（議案第9号「平成27年度江田島市一般会計予算（教育委員会関係分）について」を学校教育課長，生涯学習課長，図書館長，総括場長が説明をする。）

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 塚田教育長

27年度は学校給食給食共同調理場の再編に伴い，大柿学校給食調理場を保育施設専用の給食センターにするため，一般会計予算としては減額になります。

○ 三島委員長

それでは，議案第9号「平成27年度江田島市一般会計予算（教育委員会関係分）について」は，原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（全員異議なし）

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は，原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第11，報告・協議1「江田島市文教厚生常任委員会報告について」を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

報告・協議1「江田島市文教厚生常任委員会報告について」は，学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま議題となっております，報告・協議1「江田島市文教厚生常任委員会報告について」の内容をご説明します。

（報告・協議1「江田島市文教厚生常任委員会報告について」の内容を説明する。）

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

- 三島委員長
それでは、「江田島市文教厚生常任委員会報告について」の報告・協議を終わります。
- 三島委員長
日程第 12, 報告・協議 2 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルについて」を議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
- 塚田教育長
報告・協議 2 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルについて」は, 学校教育課長をして説明させます。
- 学校教育課長
ただいま議題となっております, 報告・協議 2 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルについて」の内容をご説明します。
(報告・協議 2 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルについて」の説明をする。)
- 三島委員長
説明が終わりました。ご質疑はございませんか。
- 樋上委員
18 ページの「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルについて」のエピペン[®]の
使い方で講習会は誰でもできますか。
学校としてどう取り組んでいますか。
- 学校教育課長
一部の教職員だけがその存在を知っていたり, 使い方を知っているだけでは, 緊急な対応
ができませんので, 本マニュアルの 17 ページ及び 18 ページに掲載しました。このマニ
ュアルを使って, すべての学校が食物アレルギーへの対応の手順や緊急な場合の対応について,
研修していくよう指示をしているところです。
- 樋上委員
エピペン[®]の使い方がなかなかできませんよね。

○ 学校教育課長
担当者が知っているのではなく、学校全体で確認するため、継続した研修が必要であります。

○ 塚田教育長
補足説明をします。
学校給食における食物アレルギー対応マニュアルをホームページにカラーで掲載しています。

18 ページに右下に教職員のエピペン[®]使用について、これを教職員が知っているのと知らないのでは大きな違いがあります。これは、医療行為だからできない、ためらう、ためらっている間に児童が亡くなってしまうことがあります。

また、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員がエピペン[®]を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する場合には、「ガイドライン」において示している内容に即して教職員が注射使用について記載することで、医療法違反にはなりません。

○ 三島委員長
このマニュアルは、調理場に配布していますか。

○ 総括場長
はい、配布しています。

○ 三島委員長
給食調理場に食物アレルギー対応マニュアルについて周知していますか。

○ 総括場長
給食調理場の栄養士から調理員にこういうものがあることの紹介をしています。

○ 三島委員長
調理員も受け身ではなく、積極的にアレルギー症状を防いでいく考えを持ってほしい。

○ 樋上委員
江田島島市内にアレルギー症状の児童・生徒は、たくさんいますか。

○ 学校教育課長

保護者から申請が出された割合では、全校児童・生徒の約3.1パーセントの家庭からアレルギーに関する申請が提出されています。

○ 三島委員長

それでは、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアルについて」の報告・協議を終わります。

○ 三島委員長

日程第13、議案第1号「高齢者叙勲候補者（教育功労）の推薦について」を議題とします。
(非公開)

○ 三島委員長

日程第14、承認第2号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱等について」を議題とします。
(非公開)

○ 三島委員長

日程第15、承認第3号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。
(非公開)

○ 三島委員長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了しました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- (1) 生徒指導上の諸問題集計について（1月分）
- (2) 平成26年度卒業式について
- (3) 学校給食異物混入について
- (4) 成人式アンケート結果について
- (5) 人権学習講演会アンケート結果について

次の教育委員会会議は3月16日（月）午前9時30分から301会議室で開催します。
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員